

いじめ防止等対策の取り組みについて

香川高等専門学校(高松)

	点検項目	令和7年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和7年4月に、全教職員を対象にいじめに関する理解チェックを実施し、意識啓発を行った。	いじめに関する理解チェックの受講者確認をいじめ対策委員会において行い、加えて、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備している。	－
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年6回いじめ対策委員会を実施し、情報共有や香川高等専門学校いじめ防止等基本計画の見直し等を行った。	引き続き定期的に開催する。	－
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年10月にFD研修会（事例検討会）を実施し、令和8年1月～2月に第22回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修の録画配信を活用した学生支援研修（オンライン）を全教職員に対して実施した。 学生主事が香川県教育委員会の生徒指導主任会議で受講した研修内容の周知や、NITSのネットいじめの動画の視聴の推奨などを発信した。	引き続き定期的に開催する。	－
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページに香川高等専門学校いじめ防止等基本計画を掲載するとともに、教職員を対象としたいじめに関する理解度チェックや学内研修を実施する際に周知を行った。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の目的と役割および組織的対応の重要性を定着させる。	－
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページに年間計画（香川高等専門学校いじめ防止等プログラム）を掲載するとともに、教職員を対象としたいじめに関する理解度チェックや学内研修を実施する際に周知を行った。	引き続き実施する。	－
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学級担任のしおり（全教員配布周知）に「いじめやいじめの芽を発見した場合はいじめ防止対策推進法にのっとり、速やかに、いじめ防止対策室長（学生主事）又は室員（寮務主事、学生主事補、寮務主事補、学生相談室長）に報告する。」と記載している。学生主事が報告を受けた後、軽微なものでも学生小委員会、学生相談室、担任、副校長、3主事などと学内グループウェア（サイボウズ）スレッドを通じて情報共有を行い、検討記録を残した上で今後の方針を検討し、実行した。	教科担当教員や学級担任は、いじめに限らず学生の様子に気になる点が見られた場合には、早期に学生主事、学生相談室、保健室等へ情報提供を行い、学内グループウェアを構築して関係部署と連携しながら組織的に対応している。	－
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	香川高等専門学校いじめ防止等基本計画に重大事態の定義を明記し、学内グループウェア（サイボウズ）やホームページで周知している。また同計画で「事実関係を把握するための調査」について学生小委員会、キャンパスいじめ対策委員会、学校いじめ対策委員会の役割を明記している。 学生主事より、校長・事務部長会議における学生支援についての資料や第2回学生主事・寮務主事会議の資料を教員会議にて配布し、学生主事より重大事態の定義や発生状況の説明を全教員に実施した。	引き続き学内グループウェア、ホームページ及び教員会議で周知する。	－
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内グループウェア（サイボウズ）を使用した関係者による共有活動を実施している。	引き続き日常的な情報共有を行う。	－
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年度第6回いじめ対策委員会において令和7年度の取り組みを議論し、令和8年度のプログラムに反映させた。	年度末に議論し、翌年度の計画に反映している。	－
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生主事、学生相談室及び寮務主事所掌で年6回実施し、その内容を関係教職員で共有した。	引き続き実施する。	令和7年4月、6月、9月、10月、12月、2月実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	スクールカウンセラーをいじめ防止対策室の構成員としており、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画において、その役割を明確にしている。守秘義務に反しない範囲で、いじめ防止に必要な情報を関係教職員間で共有した。	引き続き実施する。	－
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	スマホのグループLINE等によるいじめに関する研修を実施した。	引き続き研修を実施する。	令和7年6月、11月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめを把握するための学校生活に関するアンケート（年2回実施）において、いじめの定義を周知した。	学校生活に関するアンケートにおいて、いじめになる態様や行為等を設問にしていじめの定義を周知・理解できるようにしている。また、ホームページ及び年間を通じての教室掲示等により周知している。	
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会が12月のいじめ防止等強化月間にいじめ防止の標語やポスターを作成し、全学生が参加する学生総会での学生会長によるいじめ防止宣言や全教室や校内に掲示して啓発を行った。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	－
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学者説明会において入学者と保護者に対していじめ防止体制の資料を配布し、説明を行った。また、いじめ防止の取り組みについてホームページに掲載し、周知した。	入学者説明会において、香川高等専門学校いじめ防止体制を掲載した入学のしおりを配付し、いじめに関する本校の取り組み及びいじめ連絡窓口を周知した。	令和8年2月実施済
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き実施する。	－
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和8年2月に外部評価委員会を開催し、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画の内容を説明し、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会において、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画の内容を説明し、意見を聞いた。	令和8年2月に外部評価委員会開催済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	学生主事が毎月、教育委員会、警察、近隣高校の生徒指導主任会議に参加し、警察と相談を行いながら連携して対応する体制ができている。	事案に応じて、警察等と情報共有を行っている。	－